

松江市建築審査会会議の公開に関する要領

都市計画部長 決裁

平成23年 3月 9日

(目的)

第1条 この要領は、松江市建築審査会条例(平成17年松江市条例第331号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、松江市建築審査会会議(以下「会議」という。)の公開について必要事項を定める。

(会議の公開)

第2条 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する議案の審議については、非公開とする。

(1) 個人に関する情報に係るものとして次のいずれかに該当するもの。

ア 自己用住宅に関する案件

イ 店舗、事務所又は工場等の住宅部分と切り離すことが困難な併用住宅に関する案件

(2) 前号以外の案件で、審査会が非公開とすべきと認めるもの。

(会議開催の周知)

第3条 審査会は、会議を公開するに当たっては、原則として、当該会議の開催日の3日前までに、松江市のホームページへの掲載等により、次の事項を市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある生じ周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

(会議の傍聴)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

第5条 会議の傍聴は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 会議の規模等の状況により、会議を傍聴しようとする者の数に制限を設ける場合は、先着順において傍聴人を決定するものとする。

(2) 傍聴人は、係員の指示に従い入退室するものとする。

(3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- イ はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - オ マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者（報道関係者を除く。）
 - カ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - キ 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - ク 酒気を帯びていると認められる者
 - ケ 異様な服装をしている者
 - コ その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。
- ア 会議開催中は、厳粛に傍聴すること。
 - イ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - エ 携帯電話及びポケットベルの類を携帯している者は、会議開催中はその電源を切っておくこと。
 - オ 飲食及び喫煙をしないこと。
 - カ 写真撮影、録音又は録画等を行わないこと。ただし、報道機関については、議事進行に支障のない範囲内において認めるものとする。
 - キ その他会議の議事進行に支障となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
- (7) 傍聴人が前2号に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録の作成及び公開)

第6条 建築指導課は、次に掲げる事項を記載した会議録を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時・場所
- (3) 出席委員氏名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）
- (6) 傍聴人の人数

(7) 会議資料名

(8) 発言の要旨(発言者名は、議長、委員、特定行政庁等で表記)

- 2 建築指導課は、作成した会議録の内容に正確を期するため、議長及び出席委員の確認を得るものとする。
- 3 議長及び条例第 5 条第 2 項により指名された委員は、確認を得た会議録に署名押印を行うものとする。
- 4 建築指導課は、作成した会議録を建築指導課窓口に備え置き、及び松江市ホームページに掲載し、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度 3 月 3 1 日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。